

社会福祉法人幡豆福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幡豆福祉会（以下「当法人」という）定款8条及び第22条に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする理事長及び副理事長をいい、報酬及び退職手当を支給し、賞与は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、役員等のうち、常勤役員以外の者をいい、業務に応じた報酬等を支給する。但し、退職手当及び賞与は支給しない。
- (3) 職員（施設長含む）である役員については支給しない。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員の報酬等は次の通りとする。

- (1) 常勤役員の報酬については別表1に定める額
- (2) 常勤役員が職務のため出張する時は、職員の適用する「職員旅費規程」に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支払う。
- (3) 常勤役員が退任する場合の退職手当は、就任年数に応じて別表1に定めた額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等の報酬等は次の通りとする。

- (1) 非常勤役員等の報酬等については別表2に定めた額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張する時は、職員の適用する「職員旅費規程」に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支払う。
- (3) 非常勤役員等が職務のため会議に出席する時は、会議が開催される場所までの距離を勘案し、一律1,000円を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支給は次の通りとする。

- (1) 常勤役員については毎月25日に支払うものとする。但し、当該支給日が休日の場合、その前日に支払うものとする。
- (2) 非常勤役員等については、理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会等の会議に出席した都度、現金にて支払う。但し、欠席した場合は支給しないこととする。

(3) 報酬等の支給は、法令の定めるところの金額を控除して支払う。

(会計区分)

第6条 この規程により支給される報酬は、本部会計拠点区分で会計する。

尚、この経費については、年度末において各拠点区分で按分し必要な金額を繰り入れ補てんする。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって社会福祉法59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は評議員会の承認を受けて行う。

附則

(1) この規程は、平成29年4月1日より施行する。

(2) 平成26年4月1日施行の当法人の役員報酬規程は、平成29年3月31日をもって廃止する。

(3) この規程は、令和2年2月1日より施行する。

(4) この規程は、令和7年7月1日より施行する。

別表 1

常勤役員の報酬及び退職手当

社会福祉法人幡豆福祉会役員等報酬規程第2条第1項の規定に基づき、常勤役員の報酬及び退職手当を次の通り支給する。

(1) 報 酬

職名	職務の内容	月額
理事長	理事長の業務及び権限等の執行	180,000円
副理事長	日常業務の管理監督及び理事長の補佐	160,000円

(2) 退職手当

就任期間	退職手当
1年以上2年未満	100,000円
2年以上4年未満	200,000円
4年以上6年未満	300,000円
6年以上8年未満	400,000円
8年以上10年未満	500,000円
10年以上12年未満	600,000円
12年以上14年未満	700,000円
14年以上16年未満	800,000円
16年以上18年未満	900,000円
18年以上20年未満	1,000,000円

※尚、上記の金額については法人の収支状況において支給しない場合もある。
その場合は、評議員会の承認を受けて行う。

別表 2

非常勤役員の報酬等

社会福祉法人幡豆福社会役員等報酬規程第 2 条第 2 項の規定に基づき、非常勤役員等の報酬等を次の通り支給する。

(1) 報酬等

評議員

職務の内容	日額
評議員会（定時・臨時）への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	同上

理事

職務の内容	日額
理事会等への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	同上

監事

職務の内容	日額
監事監査、理事会、評議員会等への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	同上

評議員選任・解任委員

職務の内容	日額
評議員選任・解任委員会への出席	5, 0 0 0 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	同上